

KUMAMOTO

GREEN Rotary-Club

The Weekly Bulletin

Kumamoto green rotary club district 2720 rotary international

国際ロータリー 「奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために」

R.I. 会長 シェカール・メータ

地区方針 「ロータリーのパワーは親睦が生み出す!

あらゆる場面を親睦の機会に~話しかけよう~」

R.I. 2720 地区 ガバナー 大森克磨

熊本グリーンRC 「繋げよう・伝えよう 希望を!」

熊本グリーンRC 会長 田中純司



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

2021~
2022年度
テーマ

■例会日: 毎週月曜日 18:30~19:30
■例会場: 熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル
TEL096-326-3311

■創立: 平成元年2月22日 ■会長: 田中純司 ■幹事: 田中慎二 ■会報担当: 江上泰弘
■事務所: 熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル内
TEL096-354-4521 FAX096-354-4053 E-mail:kgrc@serc2720.org

国際ロータリー
第2720地区

熊本グリーンロータリークラブ週報

令和4年5月9日

第1438回

2021-2022年度 第25回

【例会】

★コロナウイルス感染防止の為、ロータリーソングは「マスク着用」にて歌唱します。

・「友と語ろう」(熊本グリーンRCの歌)

1. 閉会・点鐘 18:30

2. 食事と交歓

来訪者紹介 (江上 泰弘 副会長)

卓話者

NPO法人ヒトリビト

代表理事 山下祈恵氏

友情の握手

グータッチでおこないました。

会長スピーチ (江上 泰弘 副会長)

皆さんこんばんは、今日まで田中会長がお休みされますので 会長の時間を担当させていただきます。

ゴールデンウィークも終わり皆さんは、ど

現在、NHKでも「君の声が聴きたい」と言
グリーンロータリー・クラブの例会日がきても、出席するかどうか決めるには及びません。
というのは、私にとって出席は決まりきった事だからです。これは、ロータリーに入会したとき受入れた義務の一つです。

のような休日を過ごされましたか? 時間を持って余された方、また 仕事で忙しかった方などそれぞれだったかと思います。 ゴールデンウィークの最終日は、母の日でしが母を家に残して歩いて行ける県立体育館の ヴォルターズのバスケットの試合を見てきました。西宮のチームと B1 クラスに上がるためのプレーオフの準々決勝でした。ご存じかと思いますが、バスケは1クォーター10分の4クォーターで試合をします。その4クォーターで決着がつかず5分の延長戦でも同点で再度5分の延長の接戦でした。とってもエキサイティングな試合でヴォルターズが準決勝の進出を決めた試合でした。久しぶりに熱くなった時間でした。

連休も終わりロータリーの今期も残すところ2か月になる5月は、ロータリー特別月間の青少年奉仕月間です。数年前は、新世代奉仕と言っていましたが、対象年齢が変わったか現在は10代から30代までの次世代のリーダーを育てることを目的として教育の機会を広げ若い世代のリーダーがリーダーシップのスキルを身に付け奉仕の価値観を学べるようにする、活動の月間です。

卓話予定

- 5/16 「新旧クラブ協議会」
- 5/23 「次年度活動方針の為の家庭集会」
- 5/30 定款第7条第1節により例会取り止め
- 6/6 「熊本グリーンローターアクトクラブ活動報告」

って子どもや若者の幸せについて考えるプロジェクトを組んで番組が作られているようです。ロータリアンにとっては、奉仕月間と重なり良いタイミングの放送だと思います。

又、今日の卓話は、NPO法人トナリビトの代表理事の山下 祈恵様にお越し頂いております。卓話も青少年奉仕月間と重なるところがあるかと思えます。

山下さま 本日の卓話宜しく願いいたします。

幹事報告 (田中 慎二 幹事)

<例会変更>

[熊本りんどう RC]

●5月19日(木)は、昼例会を夜例会に変更します。よって、同日19:30より、熊本空港エミナースホテルにて開催致します。サイン受付はございません。

<例会取り止め>

[熊本西 RC]

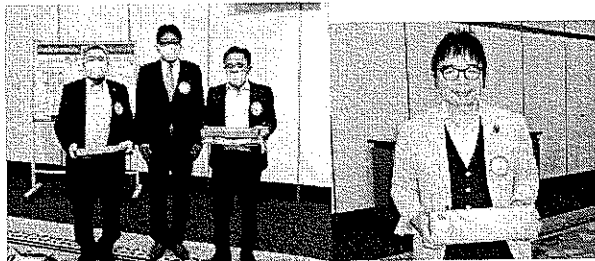
5月31日(火)は、定款第7条第1節(祝日週)に基づき例会を取り止めます。

慶事

(河島一夫クラブ管理運営委員 (親睦担当))

★5月誕生祝い

志垣 輝子 5月23日 荒木 典子 5月12日
河野 典代 5月6日 山口 理沙 5月7日



Happy Birthday, dear fellows!

委員会報告 第2回親睦ゴルフコンペ報告について

報告：山下佳介ゴルフ部部長
4月27日(水)に第2回ゴルフコンペを熊本南カントリークラブで開催いたしました。
*スコア表、別ページに記載

出席報告

(山下佳介クラブ管理運営委員(出席担当長))

| | 会 員 総 数 | 22名 | 出席率 |
|-------|----------|-----|--------|
| 5月9日 | 出席免除会員数 | 0名 | 50.00% |
| | 計算上会員数 | 22名 | |
| | 出席会員数 | 11名 | |
| 4月11日 | 前回の出席会員数 | 13名 | 81.81% |
| | メイクアップ数 | 5名 | |
| | 修正出席会員数 | 18名 | |

メイクアップ済み会員及びメイクアップ訪問先

★地区研修協議会

4/3 全体会 荒木 会員、山下 会員
4/10 国際奉仕部会 石浦 会員
4/23 公共イメージ部会 伊津野 会員

★アクト例会

4/9 仙波 会員

| | 会 員 総 数 | 名 | 出席率 |
|------|----------|-----|--------|
| 5月2日 | 出席免除会員数 | 名 | 休 会 |
| | 計算上会員数 | 名 | |
| | 出席会員数 | 名 | |
| 4月4日 | 前回の出席会員数 | 12名 | 63.64% |
| | メイクアップ数 | 2名 | |
| | 修正出席会員数 | 14名 | |

メイクアップ済み会員及びメイクアップ訪問先

★地区研修協議会

3/21 青少年部会 本田 会員

★アクト例会

4/9 伊津野 会員

スマイル (山口 翼 会員)

●江上 泰弘 君、田中 慎二 君

「5月の連休もあっという間に終わりました。気が付けば、5月も3分の1が過ぎました。年をとるのが早いはずですが、皆さんしっかり休まれましたでしょうか?今年度も約2ヶ月、全力で例会を楽しみましょう。」

●仙波 洋八 君

「NPO法人トナリビト代表の山下祈恵様の御来訪と卓話楽しみにしてました。どうもありがとうございます。」

●河野 景治 君、栗山 義則 君

1「本日の卓話をお願いしております山

下祈恵様に感謝のスマイル申し上げます、本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。」

2「家内の誕生祝ひありがとうございます。した。(河野)」

●河島 一夫 君

「この連休、街中も久々賑わいが戻ってきた気がします。しかしコロナ感染者が減りません。この5月で0に近づいてもらいたいものです。」

3. 例会プログラム

紹介者:官部康弘会員

演題 「NPO法人ヒトリビトの活動とは」

卓話者 NPO法人ヒトリビト

代表理事 山下祈恵 氏



「自分は愛されるために生まれてきた！」～すべての子がそう思える未来を目指して～

★親・家庭を頼れない子ども・若者の孤立

虐待やネグレクト、経済的困窮や、障がいなど、若者たちが親を頼れない理由は100人いれば100通り。

そこにトラウマや心の傷、生活困窮、離職、犯罪や性被害、不登校などの問題が絡み合ったとき、若者たちは行き場を失い、孤立してしまうのです。そんな彼らの声をどのようにして拾い、SOSに応えるか—

それがトナリビトが取り組む課題です。

★支援しているターゲット

①社会的養護下で育つ子どもたち

親と一緒に暮らせず、社会的養護下で暮らす子ども・若者たちは全国で4万5千人。

私たちの住むこの熊本県でも常に600名を超える子どもたちが児童福祉施設や里親の下で生活しています。

児童養護施設等に入所する子どもたちの入所理由のトップは「親からの虐待・ネグレクト」。しかし実際には、子ども・若者たちの事情は様々でとても複雑です。保護者の精神疾患や、疾病での入院が理由となるケースもあれば、経済的な理由で親と生活できないケースなど、各家庭内での課

題があります。一言で「社会的養護」と言っても、一人ひとりが抱える事情は一つひとつ違うのです。

そして社会的養護は「終わりがある支援」。施設などで育った若者たちは、原則法律に従って18歳になれば卒業していかなければいけません。親を頼れない若者たちが、18歳から勉強や仕事をひとりで頑張っていくのは簡単なことではありません。法律や制度の狭間で、自分たちの力だけではどうにもならないことが沢山あるからです。

最近では国の制度が見直され、18歳を過ぎても受けられる支援の幅が広がってきていますが、施設出身者の進学率の低さや、離職率の高さ、生活困窮に陥ったときの支援の受け皿の少なさなど、親を頼れない若者たちを孤立させてしまう課題はまだ多く残っています。

②セーフティネットからこぼれ落ちる若者たち

親を頼れない若者たちの中には、国の制度や支援からこぼれ落ちる子どもたちも少なくありません。

DVやネグレクトなどに悩みながらも、児童相談所や支援の窓口にも一度も繋がったことのない子や、誰にも相談できずにいる若者たちがいます。また相談の時点で18歳を超えているという理由で、十分な支援が受けられないケースも多くあります。実際にトナリビトに相談にやってくる子ども・若者の3人に1人は、何の支援にもつながっていない10代の若者です。

「大人が信用できない」「以前相談に行ったけど状況が変わらなかった」「親や恋人に脅されていて警察に行けない」…若者たちが公的な支援に繋がることができない理由は様々。10代の子たちはぱっと見、大人のように見えるかもしれませんが、しかし頼る大人がいなかったり、孤立してしまうと、未成年の若者たちは自分で自分の身を守ることが出来ず、最悪の場合犯罪に巻き込まれてしまうなど、深刻な状況に陥ることもあります。

Q. 施設や里親等のもとで暮らす子はどのくらいいるの？

全国約45,000人、熊本約600人

Q. 保護された子ども・若者はどこに行くの？

・児童養護施設 79%、里親・ファミリーホーム 8%・乳児院 7%・その他施設 6%

<熊本県の状況> 熊本県の12の児童養護施設で保護された子ども・若者のおよそ80%が施設で生活している。里親・ファミリーホームへの委託率は10%前後で全国平均20%を下回っている。

Q. 進学率はどのくらい？

全国約60%、熊本約20% (全国平均の1/3)

Q. 社会的養護から出た後に困ることって？

生活費・学費 34%、将来のこと 32%、仕事 27%

Q. 必要だと感じている支援TOP3

1位、金銭面 2位、住居と食事、3位、心身の健康

Q. なぜ公的支援を頼らないのですか？警察や児相に言えばいいのではないですか？

実際にトナリビトにやってくる若者の2人に1人は児童相談所や警察が全く関わってなかったり、接点はあるものの介入に至らなかった子たち。若者たちがちよ口舌公的制度に繋がれない理由は様々です。

<例えば・・・>

・相談の時点で18歳（2021年度時点での支援対象年齢）を超えている、または18歳間近という理由で支援対象外とされてしまった

・DV等があったため地域内や学校等で相談したが、結果保護に至らなかった、または望まない結果になった等の理由から、若者が大人や、警察、児童相談所に不信感や抵抗感をもっており、介入を拒んでいる。

・直接的な暴力の証拠がない等の理由で保護には至らなかったが、本人の困り感や精神的苦痛が強い（家出少年・少女によくみられる）

・DV加害者の親や恋人から「警察に言ったら殺すぞ」などと脅されていることへの恐怖などから、直接公的機関に相談に行けなかった

・若者本人に被害を受けている自覚がないケースや、状況を上手に言語化できず被害状況が伝わらない・・・など

Q. 親を頼れない若者たちはどんなことに困るのですか？

DVなどの適切な関わりがある場合や、経済的支援が受けられないといったことから、日々の生活の思わぬところで「困った」に直面することがあります。また親との関わりの中で心の傷を負い、トラウマに苦しむ若者もいます。

<例えば・・・>

・未成年のうちに契約や医療行為に親権者同意が必要になるため、DV被害を受け病院を受診した際m保護者不在では検査や治療が受けられないと言われた

・成人になっても保証人になってくれる大人はおらず、物件などの契約に際して審査が通らない/選べる物件が少ない

・DV等の加害者である親が保険証をもっており、病院には行けない

・親にバイト第などのお金を取られる・・・など

★トナリビアにやってきた時点で公的支援に繋がっていないケース：57%

公的支援 = 児童相談所、DV等の支援センター、警察など

★なぜ公的支援をたトリビアにやってきた時点で公的支援に繋がっていないケース：57%

1位、金銭面 2位、住居と食事、3位、心身の健康

★トナリビアに相談できること

「相談」→「居場所スペース・シェルターの利用」→「シェアハウス入居」「ステップハウス入居」

- ・話を聞いてほしい
- ・食べるものがない
- ・保護が必要/一時的に寝る場所が必要
- ・仕事を探したい
- ・自立に向けて、まだ生活に見守りが必要
- ・他の施設OBと繋がりたい

★最近多いケース（深夜の電話）

「今熊本市内をうろついている」、「寝る所がない」、「帰る家がない」「昨日は野宿した」「助けて！」

★これまで対応したケース

- ①3月施設卒業→5-6月パワハラ相談→8月離職→社宅解約→シェアハウス入居→再就職
- ②一時保護→シェアハウス入居→就職→犯罪に巻き込まれる→裁判所同行支援→再就職
- ①DVからの家出→シェルター保護→弁護士介入の上、親権者との交渉→シェアハウス短期入居→ステップハウスへ移行
- ④生活保護世帯からの離脱→シェアハウス短期入居→一人暮らし移行
- ⑤性被害→自傷・家出→精神入院→保護者と協力して居場所スペースでの見守り・生活再建支援

★トナリビト = 「特別な支援」

- ・施設退所者に限らず、親族からの支援や経済的支援といった後ろ盾がない状態で社会に出ていくことは、誰にとっても大変・・・
- ・家庭環境に左右されず、全ての子どもたちが、「当たり前」に受けるべき支援を提供する

★トナリビトの特徴

- ・住居支援がある（シェアハウス・シェルター）
- ・生活支援・一人暮らし移行支援ができる
- ・居場所スペースが毎日使える
- ・緊急時には夜間・週末でも対応ができる
- ・社会的養護経験者も、経験者以外も相談できる
- ・未成年でも、子ども・若者が直接相談できる
- ・DV保護等への対応